

一般社団法人 国際フレイトフォワーダーズ協会

平成24年4月1日施行

正会員入会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人国際フレイトフォワーダーズ協会（以下「本協会」という。）の定款第5条（会員の資格及び種別等）及び第6条（入会）の規定に基づき、正会員の入会について定める。

(正会員の資格等)

第2条 正会員は、本邦において次の各号の何れかの事業を営む者とする。

(1) 貨物利用運送事業法で規定する外航海運に係る貨物利用運送事業

(2) 外航海運に係る貨物運送取扱事業（前号の事業を除く。）

2 前項第1号の事業を営む者にあっては、貨物利用運送事業法第3条の登録若しくは第20条の許可又は第35条の登録若しくは第45条の許可を得ている者であること

3 第1項第2号の事業を営む者にあっては、当該事業に関連する他の事業法（通関業法を含む。）の許可又は登録を得ている者であること

(入会の拒否)

第3条 前条の規定による入会申込をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入会を拒否できる。

(1) 入会申込前2年以内に本協会の除名処分を受けた者

(2) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 入会申込前2年以内に貨物利用運送事業及び貨物運送取扱事業に関連する事業（通関業を含む。）に関し不正な行為をした者

(4) 申込に係る法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに前3号のいずれかに該当する者のあるもの

(入会手続)

第4条 本協会の正会員になろうとする者は、本協会の定める入会申込書に法人登記に係る履歴事項全部証明書、第5条の誓約書及び第6条の推薦書を添付して会長に提出し、総務委員会の審査を経て、理事会の承認を得なければならない。

2 第2条第1項第2号の事業を営む者にあっては、当該事業が記載されている法人登記に係る履歴事項全部証明書を提出しなければならない。

(誓約書)

第5条 本協会の正会員になろうとする者は、定款第3条の目的に賛同し、事業活動に協力することを誓約し、書面（誓約書）に署名、押印しなければならない。

(推 薦)

第6条 本協会の正会員になろうとする者は、次の各号の要件を満たす2社の推薦書を会長に提出しなければならない。

- (1) 本協会の正会員となってから3年以上経過し、かつ、外航海運に係る貨物利用運送事業法の登録又は許可を得てから3年以上経過している者であること
- (2) 本協会の会費を著しく滞納している者でないこと、その他長期にわたり複合貨物輸送実績の報告をしないなど協会の事業に著しく非協力と看做される者でないこと

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、正会員入会に当たって必要な細則は、総務委員会の同意を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 前項の施行の日の前日までの申込については、なお従前の例による。

一般社団法人 国際フレイトフォワーダーズ協会

正会員入会規程細則

第1条 正会員入会規程第2条第1項第1号の事業を営む者にあって、正会員入会規程第2条第2項及び第3項に定める入会資格を持たず、新たに貨物利用運送事業（外航海運）の登録若しくは許可の取得を行おうとする者が、本協会国際複合一貫輸送約款（JIFFA MT B/L）を利用運送約款として認可を得ることを希望して本協会への入会申し込みがあった場合には、当該事業の登録若しくは許可を停止条件として入会を承認し、JIFFA MT B/L を利用運送約款として申請することを認めるものとする。

第2条 正会員入会規程第2条第3項の他の事業法とは、次の事業法をいう。

- (1) 港湾運送事業法
- (2) 貨物自動車運送事業法
- (3) 鉄道事業法
- (4) 海上運送法
- (5) 倉庫業法
- (6) 内航海運業法
- (7) 通関業法

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 前項の施行の日の前日までの申し込みについては、なお従前の例による。